

# 鹿児島純心女子大学

令和4年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和5年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 鹿児島純心女子大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学は、平成6(1994)年に建学の精神「聖母マリアのように神様にも人にも喜ばれる女性の育成」のもと開学し、現在は2学部1研究科を有する女子大学である。使命・目的の実現のため、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、教育研究活動を実践している。使命・目的、教育目的等は、教職員研修会や授業で教授するとともに、教育の理想像としてマリア像等を設置し、学外にはホームページ及び大学案内で周知している。開学以来、女子大学として歩んできたが、現代の若者の諸問題に鑑み、女子だけに限らず男女ともに大学の使命であるカトリック精神に基づく人間教育を行うため、令和5(2023)年から男女共学化及び校名変更を予定し、社会の要望に対応している。

#### 「基準2. 学生」について

教育目的に基づき、アドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項、ホームページ等で周知し、公正かつ妥当な方法で多様な入試制度を実施している。入学定員及び収容定員に沿って、概ね適切な学生数を確保しており、令和5(2023)年度からの男女共学化を踏まえた広報活動を積極的に行っている。中途退学、休学及び留年への対応、障がいのある学生への支援等、担任をはじめ教職協働で学生を支援する体制を整え、実施している。インターシップを教育課程に位置付け、キャリア支援体制を整備し、就職実績に結びつけている。十分な規模の校地・校舎、図書館と、ICT（情報通信技術）環境を備えており、快適で安全な教育環境を整備している。大学独自の奨学金を設け、経済的な支援を実施し、心身に関する健康相談については保健室・学生相談室を整備し、学生の意見・要望を把握して学生への支援に役立てている。

#### 「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧、ホームページ等に掲載し、周知している。カリキュラム・ツリーや、専攻・コース、資格取得・免許ごとの履修モデルを策定し、シラバスにディプロマ・ポリシーとの関連を示している。履修単位の上限、単位認定基準、成績評価基準、進級基準、卒業・修了認定基準、学位論文審査基準等を定め、周知し、厳正に適用している。学生による授業評価、学生生活実態調査、資格等取得状況等を点検・評価し、ホームページに公表している。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、学修成果を一元化した点検・評価を

実施するための検討に取り組んでいる。

#### 「基準4. 教員・職員」について

学長のリーダーシップが発揮できるよう学長の権限と責任を明確にし、学長を補佐する体制として、副学長、「大学管理・運営会議」、大学評議会、委員会等を置いている。学生の懲戒処分に関する規程については改善を要するが、教学マネジメントが遂行できる体制を整えている。学科、研究科に必要な専任教員を確保し、配置しており、採用・昇任等に関して規則を定め、適切に運用している。「企画・FD・SD委員会」が中心となり、FD(Faculty Development)活動及びSD(Staff Development)活動を実施しており、大学運営方針や中長期計画、ハラスメント防止や直面する大学の課題について共有するとともに、教職員の質向上を図っている。研究活動に必要な環境を整備し研究費を支給するとともに、研究に関する各種の規則を定め、研究活動が実施できる体制を整えている。

#### 「基準5. 経営・管理と財務」について

法人運営は、法令を遵守するとともに、寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、適切に運営している。中長期計画を策定し、計画を実行するための継続的な取り組みが行われている。理事を寄附行為に基づき適切に選任し、理事会を最終的な意思決定機関として明確に位置付け、機能している。評議員及び監事は、寄附行為により適切に選任しており、監事は監査を実施するとともに、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について、意見を述べている。基本金組入前当年度収支差額は支出超過であるが、資金は十分確保しており、中長期計画の「経営基盤の安定」で目標を掲げ、財政の健全化を目指している。会計は、諸規則に基づき、適正に会計処理をしており、内部監査室を設置し、公認会計士及び監事と連携し、適正に会計監査を実施している。

#### 「基準6. 内部質保証」について

内部質保証については、「令和4年度学園・大学事業計画」に方針を定め、教育・研究水準等の向上を目的として、自己点検・評価を3年に1回実施しホームページで公表している。「IR・自己点検評価委員会」「企画・FD・SD委員会」を置き、学長の責任のもと、自己点検・評価を実施する体制になっている。教育理念、使命・目的から中長期計画を策定し、目標を定め、年度終了時に報告書を作成し、次年度の計画に反映し教育研究活動の改善を行っている。さまざまなデータの収集・蓄積・分析は、各部署や委員会等で実施し、全学及び各学科に提供する体制のほか、自己点検・評価の際の基盤になるエビデンスのデータは、IR室で収集し、管理している。

総じて、大学は、教育理念「カトリック精神に基づく人格教育」を行うため、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整え、教育研究活動を実践している。大学の個性・特色が具現化された豊かな教育環境を整備し、教職協働で学生を支援する体制を土台に、専門性を育む教育を実践し、社会に貢献している。今後も自主的・自律的な自己点検・活動の充実を通して、更なる教育研究活動の質向上を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携及び地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 小学校英語 BRUSH-UP 純心セミナー
2. 給食経営管理応用実習
3. 純心みんなの傘

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価】

基準 1 を満たしている。

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

##### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

大学は、平成 6(1994)年に建学の精神「聖母マリアのように神様にも人にも喜ばれる女性の育成」のもと開学し、現在は 2 学部 1 研究科を有する女子大学である。教育理念「カトリック精神に基づく人格教育」を行うことを大学の個性・特色とし、使命・目的及び教育目的を大学学則及び大学院学則に簡潔に文章化し、明示している。

開学以来、女子大学として歩んできたが、現代の若者の諸問題に鑑み、女子だけに限らず男女ともにカトリック精神に基づく人間教育を行うため、令和 5(2023)年から男女共学化及び校名変更する予定である。男女共学化に伴い、学則に定めている表現の一部を変更するが、教育目的の「いのちを育む知性と愛」に変更はなく、学内外に周知している。

##### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

**【評価】**

基準項目 1-2 を満たしている。

**〈理由〉**

使命・目的及び教育目的は、理事会等で審議し、学内では大学評議会、教授会、研究科委員会等において審議することで、役員、教職員の理解と支持を得ている。

使命・目的等について、学長は教職員に対して教職員全体研修会で周知するほか、学生便覧に掲載するとともに、学生には1年次の必修科目で教授し、大学の教育の理想像としてマリア像を設置し創立者の言葉を掲示している。学外にはホームページ及び大学案内に掲載し、広く周知している。

中長期計画を策定し、教育目的の達成のために三つのポリシーを定め教育を行っている。使命・目的の具現化のため学部、大学院研究科を設置するほか、「国際文化研究センター」「キリスト教文化研究センター」「心理臨床相談センター」等の附属機関を有し、広く社会に貢献している。

**基準 2. 学生**

**【評価】**

基準 2 を満たしている。

**2-1. 学生の受入れ**

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**【評価】**

基準項目 2-1 を満たしている。

**〈理由〉**

アドミッション・ポリシーは、学則に示した教育目的に基づき明確に策定し、大学案内、学生募集要項、ホームページ及び学生便覧に明示し周知している。各学科・研究科においてアドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ妥当な方法で多様な入試制度を実施している。各学科・研究科はほとんどの入試で面接を実施し、養成する専門職に必要なコミュニケーション能力、目指す専門職への理解や適性及び意欲を測り、アドミッション・ポリシーに沿った入学者を選抜している。

入学定員及び収容定員に沿って、概ね適切な在籍学生を確保している。令和 5(2023)年度からの男女共学化に向けてオープンキャンパスや高等学校への出張講義等の広報活動を積極的に行っており、人間教育学部教育・心理学科においても、前年度と比較して参加者が増加していることから、入学志願者の増加が見込まれる。

〈参考意見〉

○平成 31(2019)年度に人間教育学部教育・心理学科を開設以来、収容定員充足率が低いものの、令和 5(2023)年度からの男女共学化に向けて入学生確保のための一層の取組みを行っており、引続き収容定員充足に向けた努力に期待したい。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援に関する方針・計画等を「企画・FD・SD 委員会」で協議し、学科会及び学生生活委員会等で検討審議することにより、教職協働による学修支援を運営している。支援の必要な学生については、その状況及び対応を学科会で共有し、中途退学、休学及び留年への対応を行っている。障がいのある学生への支援は規則を定め、学生の状況に応じて対応策を講じている。留学生に対しては個別の修学支援と、留学生担当の事務職員が生活に必要な各種手続き等の支援を行っている。オフィスアワーはホームページの在学生向けページに一覧を掲載するとともに、各教員の研究室前に掲示し、学生への周知を図っている。

教員養成センターが全学に係る教職課程カリキュラムを一元的に企画・運営し、教職を目指す学生への支援を実施している。TA 制度を適切に活用し、教員の教育活動の支援と大学院生自身の自己研さんの場として有効に機能している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

各学科の教員、教員養成センター所員及び進路支援課職員により構成された進路支援委員会と進路支援課により、学生のキャリア形成教育、就職・進学等の支援体制を適切に整備し、運営している。教育・心理学科では「学校インターンシップ」「企業インターンシップ」及び「キャリアセミナー」を、健康栄養学科では「企業インターンシップ」及び「キャリアセミナー」を教育課程に位置付け、実施している。看護学科においては、3 年次後期の学外実習の前後にガイダンスを実施している。

障がいのある学生に対しては、個別相談及びハローワークの障がい者雇用促進のための機能を活用し支援を行っている。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

学生部と学生支援課が学生生活・課外活動の支援、表彰・懲戒の他、種々の学生サービスに係る業務を行い、学生生活に関するさまざまな問題に対しては学生部、学生相談室、学生会、各学科の代表教員及び事務職員により構成する学生生活委員会が協議し対処している。学生の心身に関する相談・支援のために保健室と学生相談室を設置している。保健室には養護教諭が常駐し、学生相談室は外部の臨床心理士である相談員と保健室担当者が担当している。また、少人数制でのクラス担任制度に加え、教員及び事務職員が学生の相談に対応している。日本学生支援機構等の奨学金の他、大学独自の給付型奨学金制度を設けて学生の経済的支援を行っている。

学生の課外活動の支援や「鹿児島純心女子大学ボランティア支援の会」を通して地域貢献や住民との交流を図っている。被災地復興支援ボランティア活動に参加する学生には、派遣支援として経済的支援を行っている。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

校地面積及び校舎面積は、設置基準を満たしており講義棟、研究棟、実習棟、附属図書館及び体育館等を適切に整備し、快適で安全な教育環境を実現している。全ての建物の耐震基準を満たしており、施設・設備の安全性を確保するための点検・整備を適切に行っている。バリアフリーに配慮した施設・設備が整っており、利便性に配慮している。

図書館は十分な規模の面積・閲覧座席数、蔵書数を備えており、情報サービス設備も整備している。また、入館管理システムの導入により、安全面での環境が整備されている。

授業を行う学生数を適切に管理しており、授業内容に応じて教育効果を上げられるような運営を行っている。ICT環境を整備しており、十分な数のコンピュータを配置し、授業等が行われていない時間帯には学生に開放している。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

**【評価】**

基準項目 2-6 を満たしている。

**〈理由〉**

学生生活実態調査、学生による授業評価及び学長への意見箱等で学生から寄せられた意見・要望は、当該部署や学科に引継ぎ検討し、対応する仕組みを整備している。学生生活及び施設・設備に関する意見・要望は、学生会主催の学生総会で学生部の教職員が対応策や進捗状況について説明している。学生生活実態調査及び学生による授業評価の結果は、「企画・FD・SD 委員会」で授業改善に向けた検討を行い、フィードバックが適切に機能している。

学生の心身に関する健康相談については学生相談室と保健室が対応している。学生生活等に関しては学生支援課、クラス担任及びオフィスアワーを活用した教員への相談等で対応し、必要に応じて大学全体、学科及び関係部署で対処している。また、学生と教職員で組織された各種委員会においても、学生の意見・要望のくみ上げが適切に機能している。

**基準 3. 教育課程**

**【評価】**

基準 3 を満たしている。

**3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定**

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

**【評価】**

基準項目 3-1 を満たしている。

**〈理由〉**

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧、ホームページに掲載し、周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学科では単位認定基準、成績評価基準、進級基準、卒業認定基準等を学則及び単位認定規程、履修規程で定め、学生便覧に掲載し、オリエンテーションやアSEMBリー等で周知している。同じく、研究科においても、単位の授与、学業成績の評価、課程の修了要件、学位の授与、学位論文審査基準等を大学院学

則、履修規程、学位授与規程、学位論文審査基準で定め、大学院学生便覧、ホームページに掲載し、オリエンテーション及び「特別研究Ⅰ」の授業で周知している。

学科における単位の認定及び進級、卒業の認定については、単位認定規程、履修規程等に基づき、厳正に行っており、研究科における単位の認定及び修了については、大学院学則、履修規程、学位授与規程、履修要項に定め、厳正に行っている。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧及びホームページ、大学案内等で周知している。また、カリキュラム・ツリーや専攻・コース、取得資格・免許ごとの履修モデルを策定し、シラバスや授業科目配当表にディプロマ・ポリシーとの関連を示すなど、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保し、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成している。学科ごとに履修登録単位数の上限を定め、単位制度の実質を保っている。教養教育については「全学カリキュラム・教養教育検討委員会」や各学科で検討し、基礎教育科目として実施している。学生の主体的で深い学びを促進するため、教職員全体研修会や学科会議で教授方法の改善に向けた取り組みを行っている。研究科では、実習において多様な視点から指導する体制を整えている。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

ディプロマ・ポリシーとの関連を踏まえた学修成果についてシラバスに明示している。学修成果については、社会に貢献できる女性の育成を主軸とした指標を定め、学位の取得状況、資格等取得状況、国家試験合格率、就職者数等を成果としてホームページに公開している。

学修成果を学生による授業評価、学生生活実態調査及び資格取得状況等をもとに点検・評価し、その結果を「企画・FD・SD委員会」で協議して学内で共有するとともに、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を学科・研究科ごとに行っているが、「全学カリキュラム・教養教育検討委員会」において、学修成果の一元化した点検・評価を実施するための検討に取り組んでいる。

#### 〈参考意見〉

○三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価について、学科・研究科ごとに行っているが、全学で一元化した体制によって取り組むことに期待したい。

### 基準 4. 教員・職員

#### 【評価】

基準 4 を満たしている。

#### 4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

#### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

理事会業務委任規則、学則及びガバナンスコードにおいて、学長が校務に関する最終的決定権及び所属職員に対する指揮監督権を有することを明確に定めている。

学長を補佐する体制として副学長を置くほか、学長、副学長、研究科長、学部長及び事務局長等で構成される「大学管理・運営会議」を設置しており、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境が整っている。なお、学長が定めるべき学生の懲戒処分の手続きについては改善が必要である。

教学マネジメントの遂行に必要な職員の役割については、大学事務組織規程に明確に定めている。また、その採用・昇任についても、学園職員任免規程及び学園職員の人事評価規則に明確に定め、適切に運用している。

#### 〈改善を要する点〉

○学生の懲戒処分に関する規程の改廃権者が学長となっていない点については、改善を要する。

#### 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### 【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

##### 〈理由〉

教員の確保と配置は、設置基準にのっとり、大学及び大学院に必要な専任教員を確保している。

教員採用については公募制をとっており、教員の採用・昇任等に関しては教員選考規程、教員選考基準を定め、適切に運用している。

FD、その他教員研修については、「企画・FD・SD 委員会」が中心となり、組織的な実施とその見直しを行っている。

#### 4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### 【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

##### 〈理由〉

職員研修会の企画運営は、「企画・FD・SD 委員会」が担い、年間計画に基づき実施している。特に、年 2 回行っている教職員全体研修では、大学運営方針や中長期計画、ハラスメント防止や直面する大学の課題について、職員だけでなく教員も含めて理解すべき事項を共有し、意見交換するなど職員の質向上のための研修を実施している。

長崎純心大学と相互開催による合同 SD 研修会を行い、情報交換や大学間の結びつきを深め、視野を広げる機会になっている。

#### 4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### 【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

##### 〈理由〉

教員の研究室は、講師以上は一人一室、助教や助手にも複数人で使用する研究スペースを確保しており、必要なじゅう器・備品も用意している。

研究倫理委員会を設置し、教員の申請に応じて開催している。「鹿児島純心女子大学における研究活動行動規範」や「鹿児島純心女子大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程」等を整備し、「鹿児島純心女子大学学園公的研究費等共通マニュアル」や「鹿児島純心女子学園の公的研究費等の管理・監査に関する規程」に基づき内部監査を行うなど、適正な研究活動が行える体制を整えている。

研究活動への適切な資金配分を行うため、大学研究費規程に基づき、職位に応じた一律の個人研究費支給や、研究課題の申請・採択による助成など、研究活動のための支援を行っている。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 【評価】

基準 5 を満たしている。

### 5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

### 【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

### 〈理由〉

私立学校法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、寄附行為をはじめとする諸規則を整備し、適切に法人運営を行っている。また、法令によって義務付けられている諸情報についても、ホームページで適切に公開している。

大学・大学院の使命・目的の実現のため中長期計画が策定されており、その計画を実行するための継続的な取組みを行っている。

また、節電計画を策定し、定期的な避難訓練の実施や人権問題に取り組む研修会及び学習会を開催する等、環境保全、安全確保、人権への配慮にも努めている。

### 5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

### 〈理由〉

私立学校法に基づき、寄附行為第 15 条第 2 項において「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定し、理事会を最終的な意思決定機関として明確に位置付けている。また、理事の選任については、私立学校法に基づき、使命・目的の達成に向けて意思決定ができるよう寄附行為第 5 条及び第 6 条において、理事の人数と選任区分を定め、適切に行っている。

各理事の理事会出席状況は良好であり、理事会の運営は適切に行っている。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

理事長及び学長が出席する「学園管理・運営協議会」を通じて、法人と大学との意思疎通と連携を図っている。また、理事長は、法人の最終的な意思決定機関である理事会、法人及び大学の各部署の長が出席する「学園管理・運営協議会」を招集して議長を務めており、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックとして、評議員会及び監事を置いており、評議員及び監事は、寄附行為の定めにより適切に選任されている。

監事は監事監査規程に基づき適切に監査を実施している。理事会・評議員会への出席状況も良好であり、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について、意見を述べている。

### 5-4. 財務基盤と収支

#### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

基本金組入前当年度収支差額は支出超過が続いているが、手持ちの運用資産で外部負債が返済可能な状態であり、資金を十分確保している。定員未充足の学科もあるが、来年度からの男女共学化により学生数の増加が期待され、復調の兆しがある。

平成 29(2017)年から 10 年間の中期計画を作成し、四つの柱の一つである「経営基盤の安定」で目標を掲げ、財政の健全化を目指している。また、数値目標を示した 10 年間の財務計画を作成し、財務比率に注視しながら収支改善に取り組んでいる。

外部資金獲得のため「学園外部資金プロジェクトチーム」を立上げ、本格的な体制構築

に向け始動している。

#### 5-5. 会計

##### 5-5-① 会計処理の適正な実施

##### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

学校法人会計基準にのっとり、「学園経理規程」「学園経理規程細則」等の規則に基づき、適正に会計処理を実施している。予算と著しくかい離がある決算額の科目については、当年度の学生数が確定した段階で第一次補正を、年度末に向け執行状況による見直しを行う第二次補正予算を編成している。

学園内部監査規則に基づき内部監査室を設置し、公認会計士及び監事と連携し、適正に会計監査を行っている。内部監査室は、監事や公認会計士の監査に同行し監査の補完を行っているほか、必要に応じて意見交換を行い、三様監査の連携がとれている。監事は毎年度監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出し報告している。

#### 基準 6. 内部質保証

#### 【評価】

基準 6 を満たしている。

#### 6-1. 内部質保証の組織体制

##### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

内部質保証の方針は、「令和 4 年度学園・大学事業計画」に大学の基本方針として明記し、自己点検・評価について、大学学則及び大学院学則に定めている。教育・研究水準等の向上を目的として、自己点検・評価を 3 年に 1 回行い、ホームページで公表し、大学機関別認証評価を 6 年ごとに受ける方針とし、実施している。

自己点検・評価は、学長が委員長を務める「IR・自己点検評価委員会」において実施する体制とし、三つのポリシーに基づく教育の質の自己点検・評価は各学科で行い、大学全体の方針・アセスメントプランの策定等は「企画・FD・SD 委員会」が担っている。

#### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

規則にのっとり、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行い、結果をホームページで公表している。また、年度終了時に事業報告として「事業の実績（概要）」を作成し、次年度の「学園・大学事業計画」に反映し、教職員全員に配付するとともに、学長は全体研修会で説明し、共有を図っている。

大学内のさまざまなデータの収集・蓄積・分析は、各部署や委員会等で実施し、全学及び各学科に提供している。自己点検・評価の際の基盤になるエビデンスのデータは、IR室で収集し、管理している。

### 6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学の教育理念、使命・目的から中長期計画を策定し、四つのビジョンを明確にし、それぞれに目標を定め、年度末には各部署、各学科、研究科として事業実績の報告を行い、次年度の計画に反映している。

学長のリーダーシップを支える補佐機関として、「大学管理・運営会議」を設け、大学運営の機能化を図っている。大学の使命・目的の具現化と社会状況の変化により、女子教育から男女共学へと転換する等、社会の変化に対応するための取組みを行っている。

3年ごとに自己点検・評価を実施し、報告書はホームページに公開し、設置計画履行状況等調査による指摘事項に対して改善を図る等、大学として内部質保証に取り組んでいる。

### 大学独自の基準に対する概評

#### 基準 A. 地域社会との連携及び地域貢献

##### A-1. 地域貢献・社会貢献に関する方針の明確化

A-1-① 大学の使命・目的に基づいた地域貢献・社会貢献の方針の明確化

##### A-2. 地域との連携協力、社会貢献に関する具体的な取組

A-2-① 地域との連携協力・社会貢献活動の体制と継続性

A-2-② 大学の個性・特色を活かした取組の具体化

A-2-③ 地域・社会のニーズへの対応

**【概評】**

教育理念に「カトリック精神に基づく人格教育を行い、有為な人材を育成する」を掲げ、「令和4年度学園・大学事業計画」の基本方針にも示すように、開かれた大学として、薩摩川内市内に留まらず、鹿児島県内外において積極的に地域貢献・社会貢献に取り組んでいる。

平成26(2014)年には、地域に開かれた窓口として、時代の変化に対応しつつ地域連携や高大連携などの業務を総合的に運営する「地域連携推進室」を設置している。

平成6(1994)年の開学当初より、薩摩川内市(当時は川内市)と緊密な連携関係を築き、平成27(2015)年度には、「薩摩川内市と包括連携協定」を締結し、地域の教育、健康、産業、観光など幅広い分野で連携協力を深め、地域社会の発展と大学の人材育成に寄与している。また、平成28(2016)年度からは、「鹿児島純心女子大学地域連携推進懇話会」を立上げ、開かれた大学として積極的な地域貢献に取り組むために、活動状況を報告し、地域関係者から大学に対する意見や提案を聞く機会を設けている。

平成18(2006)年度には、「鹿児島純心女子大学と薩摩川内市教育委員会との連携協力に関する協定」を締結し、平成23(2011)年度には、教員養成センターにおいて薩摩川内市教育委員会と「地域連携教育プロジェクト」を立上げ、市内の幼稚園・小学校・中学校の協力のもと、教員養成に対する地域の支援と地域の教育力向上に対する大学の貢献の充実を図るために、さまざまな事業を展開している。また、教員や学生による「教育支援事業」、市民を対象とした健康栄養教室や心理相談等の「健康支援事業」、学生による「インターシップ」「課外活動・ボランティア活動」や、教員による「コミュニティFM講座」「委員会・審議会等委員」などの地域貢献に、教職員と学生が一体となって大学の特色を生かしながら取り組んでいる。

## 特記事項（自己点検評価書から転載）

### 1. 小学校英語 BRUSH-UP 純心セミナー

平成 18(2006)年に「小学校英語 BRUSH-UP 純心セミナー」を文部科学省委託の事業として開催した。小学校教員を主な対象として、英語活動への理論的知識、指導力・簡単な英語力の向上、さらには地域の英語教育力の活性化をねらっている。事業終了も翌年から現在までセミナーを継続し、平成 28(2016)年から令和 2(2020)年には小学校教員向けの中学校英語 2 種免許状の免許法認定講習を開くなど小学校英語の指導力向上に努めてきた。令和 3(2021)年度は、6 月の春季セミナー、8 月の夏季セミナー(2 日間)、10 月の秋季セミナーを実施した。

学生は授業科目「児童英語Ⅱ」の一部としてこの春と秋のセミナーに出席し、現場の先生方と一緒に小学校英語の理論や指導の実際を学んでいる。小学校で「外国語活動」や「外国語」が指導できる小学校教師を養成し、さらには小学校での指導を踏まえた中・高英語教師養成を行うことで、小中高を見通した英語教育のスペシャリストの育成に力を入れている。

### 2. 給食経営管理応用実習

栄養士や管理栄養士の養成施設では、大量調理の給食サービスの実習は必修であり、本学では給食経営の考え方や給食の一連の流れに関する技術等の能力を身につけることを目的に 2 年次後期に「給食経営管理実習」を実施している。

そしてさらに管理栄養士として、対象者の特性・嗜好等、顧客満足度を高めるための食事の応用献立ができるように、3 年次前期に「給食経営管理応用実習」を実施している。

学生は、献立の立案や試作、役割分担等を経て、当日の調理業務と盛りつけ、提供、フロアサービス等を行い、最後に食器洗浄、後片付け、事務処理を行うことで、実践力を身につけていく。

取り組む学生の労力や緊張感に比べ、この 100 食の給食メニューを食べる側の教職員や学生にとっては、大変楽しいものであり、毎回感動がある。給食の対象者の形態を諸々に設定した応用実習であり、彩りや味が良いだけでなく、設定したテーマにしっかりと対応された料理の数々が提供されるからである。

令和 3(2021)年度 9 回分の献立は次の内容で、提供される側は毎回大きな満足を得ている。①塩分を控える、②行事食：父の日にそなえて、③生活習慣病予防、④高齢者食を考える、⑤バイキング方式・一つのお皿でバランス食を、⑥危機管理対策、⑦アレルギー対応食・・・卵・牛乳・青魚・小麦粉等、⑧七夕選択食 A 食（涼麺 中華風）、⑧七夕選択食 B 食（主食 冷そうめん 和風）、⑨食欲低下を訴えられる方への食事作りに挑む。

### 3. 純心みんなの傘

平成 21(2009)年度から学内専用として自由に利用できる「純心みんなの傘」を毎年 100 本ずつ学内に配置している。本来の目的は免許状更新講習の受講者への雨天時対応のためであり、費用もこの講習からの支出であるが、利用は誰でも可能としている。不意の雨などに、学内やバス停までの移動など、学生に限らず来訪者や教職員にも好評である。大学周辺は風が強いこともあり壊れてしまったもの、持ち帰ったまま戻ってこないものも若干はあるが、おおかたきちんと戻ってきている。約 150 本が在庫として保管されているので、令和 3(2021)年度は新規購入せずに済んでいる。

